

マイナンバーカードと運転免許証の一体化について

～令和7年3月24日施行～

マイナンバーカード（個人番号カード）と運転免許証を一体化した **マイナ免許証** を希望する人は持つことができます。

◇ マイナ免許証の概要

- 免許証の保有状況を任意に選べます。
 - ・ **マイナ免許証のみ保有**
 - ・ **運転免許証のみ保有**
 - ・ **運転免許証とマイナ免許証の2枚持ち**
- マイナンバーカードのICチップに免許情報が記録されます。
 - ・ 免許情報記録の番号
 - ・ 免許の年月日及び免許情報記録の有効期限の末日
 - ・ 免許の種類
 - ・ 免許の条件
 - ・ 顔写真など
- 運転の際は、運転免許証またはマイナ免許証のいずれかを携帯しなければなりません。

◇ マイナ免許証の特徴

- マイナ免許証のみ保有者の場合、所定の措置をとれば、**本籍・住所・氏名・生年月日の変更は自治体への届出で完了し、公安委員会への変更届は必要ありません。**
- マイナ免許証保有者で「優良運転者講習」、「一般運転者講習」の対象者は、**更新時講習をオンライン（パソコン・スマホ）で受講**することができます。
- 住居地以外の公安委員会の窓口で行う**更新手続き（経路地更新）の対象者が「優良運転者または一般運転者」に拡大**されました。また、マイナ免許証保有者は、所定の申出をすれば「更新期間の末日まで」経路地更新の申請を行うことができます。
- **更新手数料が従来の運転免許証よりも安くなりました。**
 - ・ **マイナ免許証のみ：2100円**
 - ・ **運転免許証のみ：2850円（改正前2500円）**
 - ・ **運転免許証とマイナ免許証の両方：2950円**

◇ マイナ経歴証明書の導入

- マイナンバーカードに運転経歴情報が記録された **マイナ経歴証明書** が導入されました。